

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくります。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に183ha
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に12㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例（平成9年7月条例第5号）にうたわれているように、樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、大気汚染や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成20年度末、都市公園等の施設緑地の面積は92.88ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.35㎡です。

（1） 保全すべき緑地の確保

●首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成20年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市区分と合わせて約1,096haが指定され、このうち鎌倉市区分は、約294haで、区域内では、同法に基づき行為の届出が必要となります。

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

＜みどり課＞

「緑地保全契約」は、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者の理解のもとに行うものです。契約締結地に対しては、保全のための奨励金を交付しています。なお、平成20年度末現在の契約面積は約74.5haになります。

●緑地保全基金による緑地の買入れ等

＜みどり課＞

「緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。毎年度の市費による積立て、運用利子の積立て、寄付金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成20年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成元年度から平成20年度末までに約24.8haの緑地を基金の処分により買入れしており、平成20年度では常盤山地区の特別緑地保全地区の指定に必要な土地0.5haを買入れしました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市 費 積 立	運用利子積立	寄付金積立	基 金 処 分	基金現在額
11,770,000,000	920,406,133	618,957,531	10,741,260,375	2,568,103,289

●森林法に基づく保安林の指定

＜みどり課＞

森林法(昭和26年法律第249号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約279ha(重複指定含む)が指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜産業振興課＞

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、「農業の健全な発達を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定

＜都市計画課・産業振興課＞

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成20年度末現在、143カ所、約17.7haが生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜公園海浜課＞

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成20年度末で237カ所、合計面積92.88haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は5.35㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」などがあります。さらに、街区公園が225カ所(合計面積20.8ha)、都市緑地が6カ所(合計面積6.2ha)あります。このほか市が所有する緑地が88.3haあります。

平成20年度は、風致公園である「夫婦池公園(6.5ha)」の整備が完了しました。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成18年度	226	85.51	4.97
平成19年度	233	92.68	5.36
平成20年度	237	92.88	5.35

● 鎌倉広町緑地

＜公園海浜課＞

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様性の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区(約35.0ha)の事業認可を取得し、整備事業に着手しました。

現在は、用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察等の保全作業に取り組んでいます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

＜公園海浜課＞

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得、事業に着手し、用地取得を進めています。

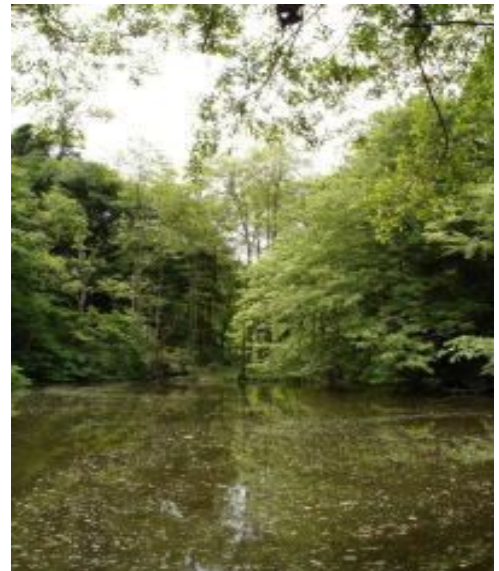


写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

●開発事業等における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

＜道水路管理課＞

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成20年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に59カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,833㎡の「まちづくり空地」が確保されています。

(3) 緑化の推進

●都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地区です。平成20年度末現在、7地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山)、面積約 35.4haが都市計画決定されています。(城廻、岡本、昌清院は平成14年4月30日に、玉縄城址は平成15年6月17日に決定、常盤山は平成17年9月13日に決定、寺分一丁目は平成19年12月19日に決定、天神山は平成20年9月16日に決定)

●風致地区・開発事業区域内での緑化誘導

＜都市計画課・都市景観課・みどり課＞

風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしており、風致地区における緑化割合は、敷地面積の20%としています。

●生け垣等の接道緑化に対する補助(市民の緑化活動への支援)

＜みどり課＞

まち並みのみどりの奨励事業として敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助しています。平成20年度は表4-3のとおり24件、距離にして285.1mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして15,132.2mに達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

項 目 年 度	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
		総 延 長	道 路 面	
平成20年度	24	301.7	285.1	856
累計	1,173	23,069.6	15,132.2	63,501

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

●グリーンバンク制度の活用

＜みどり課＞

「グリーンバンク制度」は、樹木や草花の苗、種子、球根などを譲り受けた人、譲りたい人が登録した情報をホームページに掲載し、情報を見た希望者と登録者との間で、直接、引渡しを行う制度です。

平成20年度の実績は、表4-4のとおりで、制度変更前の累計実績は表4-5のとおりです。

※平成20年度から当該業務の内容を一部変更し、緑化啓発事業事務委託として、財団法人鎌倉市公園協会へ委託しています。

表 4-4 平成20年度実績（グリーンバンク実施要領に基づくもの）

譲渡希望登録	譲渡希望成立	譲受希望登録	譲受希望成立
3	0	2	0

表 4-5 グリーンバンク設置要領に基づく施行年度からの累計（平成19年度末までの実績）

	件 数	本 数	備 考
受 入 れ	310	2,646	
払 出 し	647	2,482	
委託金額(円)	21,004,985		

●公園、道路などの公共用地の緑化

＜みどり課＞

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ170施設、延べ113,296本となっています。

（４） 市民との連携の推進

●サクラの植樹

＜市民・事業者＞

「NPOかまくら緑の会」では、平成20年度はかながわトラストみどり財団からの助成を受け、市の木ヤマザクラを覚園寺、市体育館前、国大付属中学校などに植樹しました。また、大船フラワーセンターから玉縄桜を譲り受け若宮大路に植えました。

「NPOかまくら緑の会」の活動内容は、114ページを参照してください。

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」

＜市民・事業者＞＜みどり課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機となった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には529人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成20年度には、日本のナショナルトラストの第1号となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保存活動を行いました。この他、鎌倉の世界遺産登録を目指す活動や中学生の「緑のボランティア」体験など、約70回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年3月条例第27号)により、毎年寄付を受け入れています。平成20年度の積立金は、約70万円で同額を基金から財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。

●鎌倉市緑化まつり

＜市民・事業者＞＜みどり課＞

平成20年10月25日(土)、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する緑化まつり実行委員会との共催による「鎌倉市緑化まつり」を開催しました。(入場者は約4,000人)

(5) 公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜公園海浜課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成20年度は、佐助・御成地区で行いました。

●保存樹林の管理

＜みどり課＞

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年条例第5号)に基づき、健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れている500㎡以上の樹林を申請により「保存樹林」として指定し、その管理費用の一部として奨励金を交付しています。平成20年度末現在の指定は215件、約304.6haになります。

(6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら2008―海・まち・山―の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2008―海・まち・山―」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-6のとおりです。

表4-6 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月6日(火)「海の部」	1,075人	1,093kg
	5月25日(日)「まち・山の部」	雨天のため中止	なし
秋 季	9月23日(火)「海の部」	941人	4,194kg
	9月30日(日)「まち・山の部」	425人	840kg

●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表4-7のとおりです。

表 4-7 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃面積(m)
平成19年度	21	16,110	24	7,615
平成20年度	22	17,140	25	7,715

※平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体（８市５町）を中心に企業・団体等の参画を得て、平成３年４月１日に（財）かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表４－８のとおりです。

表 ４－８ 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成19年度	329	22	4, 589	4, 940
平成20年度	217	27	2, 908	3, 152

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。平成20年度に活動した団体と河川名は表４－９のとおりです。

表 ４－９ 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホテル保存会	逆川
鎌倉湖エコクラブ	砂押川

2 景観（目標の項目⑧）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

◆目標達成するための指標

景観計画の策定	平成27年度(2015年度)までに市域全域
景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに4地区
景観上重要な公共施設の整備方針策定	平成27年度(2015年度)までに県道3路線、 河川(県管理)1、海浜1の5施設
市民・NPOによる景観形成組織の育成	平成27年度(2015年度)までに2組織
風致地区の指定拡大	平成27年度(2015年度)までに167.5haの指定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、**平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定**、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

平成20年度末景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、景観上重要な公共施設の整備方針を国県道3路線、河川（県管理）1、海浜1の5施設で策定、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

（１） 良好な都市景観形成の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

＜都市景観課＞

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-10のとおりです。

表 4-10 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定 基準等策定	景観形成の方針等
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成10年7月10日 平成13年8月1日	・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成11年1月11日 平成12年3月15日	・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区※	平成14年4月15日 平成14年7月15日	・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の 配慮 ・広告物の周辺との調和
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成17年1月28日 平成18年11月7日	・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成20年度の届出状況は、表4-11のとおりです。

表 4-11 景観法に基づく届出状況

種 別	内 容	件 数
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	66
建 築 物	共同住宅、商業ビルの新築など	75
工 作 物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	195

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成20年度の申請件数は52件です。

●都市計画法に基づく風致地区の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成20年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●良好な屋外広告景観の形成

＜都市景観課＞

良好な屋外広告物景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成20年度の屋外広告物の許可物件数は、2,884件、違反屋外広告物除却件数は、510件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-12のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-12 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成2年10月	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	大町	平成2年12月	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成3年3月	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成4年2月	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成4年3月	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成4年3月	教育施設
第7号	かいひん荘鎌倉	由比ガ浜	平成4年8月	ホテル
第8号	石川邸(旧里見弴邸)	西御門	平成6年2月	住宅
第9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	雪ノ下	平成7年1月	住宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小町	平成7年1月	教会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長谷	平成7年1月	公共施設
第13号	白日堂	長谷	平成8年3月	店舗併用

第14号	小池邸	大 船	平成8年3月	住 宅
第15号	石島邸	雪 ノ 下	平成9年3月	住 宅
第16号	旧安保小児科医院	御 成 町	平成9年3月	事 務 所
第17号	高野邸	扇 ガ 谷	平成10年4月	住 宅
第18号	村上邸	西 御 門	平成11年12月	住 宅
第19号	旅館対僊閣	長 谷	平成12年10月	旅 館
第20号	笹野邸	佐 助	平成13年1月	住 宅
第21号	のり真安齋商店	長 谷	平成13年5月	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪 ノ 下	平成14年4月	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小 町	平成14年4月	橋 梁
第24号	橘亭	鎌 倉 山	平成15年3月	店 舗
第25号	湯浅物産館	雪 ノ 下	平成15年3月	店舗併用
第26号	ホテル・ニューカマクラ	御 成 町	平成16年3月	ホ テ ル
第27号	去来庵	山 ノ 内	平成16年3月	店 舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成18年4月	住 宅
第29号	旧華頂宮邸	浄 明 寺	平成18年4月	公共施設
第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	雪 ノ 下	平成21年3月	住 宅
第31号	加賀谷邸	長 谷	平成21年3月	住 宅

●かまくら景観百選事業の実施(普及、啓発)

＜都市景観課＞

景観づくりに対する市民の関心を高め、地域の景観資源を明らかにしていくことを目的に、平成11年8月に、表4-13のとおり「かまくら景観百選」の選定を行いました。

また、平成12年度に、鎌倉のまちの魅力を広く紹介し、地域の景観づくりについての意識向上を図るため、ガイドブックを作成しました。今後は、選出された「百選」が地域固有の景観資源であることの認識を深めるとともに、これらの景観資源を活かした地域の景観づくりを積極的に進めていきます。

表 4-13 かまくら景観百選

系	区 分	番 号	百 選 の 表 題
自然系	見晴らし	1～6	富士の眺め ほか
	海、渚、岬	7～10	材木座海岸 ほか
	背景となる緑	11・12	裏山 ほか
	多様な水環境	13～17	二階堂川 ほか
	動植物との出会い	18・19	花の楽しみ、木の風格 ほか
歴史系	城塞都市のなごり	20～26	切岸(きりぎし) ほか
	中世の都市計画	27～30	釈迦堂口 ほか
	歴史の生きる空間	31～36	高野の切通 ほか
	寺社	37～52	明王院 ほか

生活系	農の風景、漁の風景	53～55	関谷の田園風景 ほか
	格調高い建物	56～61	神奈川県立近代美術館 ほか
	並木・プロムナード	62～65	鎌倉ハイランドの桜並木 ほか
	歩く楽しみ	66～74	天園ハイキングコース ほか
	憩いの場	75・76	源氏山公園 ほか
	乗り物バラエティー	77～80	江ノ電極楽寺駅 ほか
	鎌倉の文化	81～85	八幡宮の行事 ほか
	音の風景	86	杉本寺の晩鐘(聞く)

(2) 都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

＜道路整備課＞

平成19年度に工事に着手し、これまでに、小町通り全線での地下埋設物調査、該当路線の一部での地下埋設物の支障移設、不二家前から瀬戸橋までの区間で本体管路及び特殊部の設置、一部区間の家屋調査及び瀬戸橋から鉄の井までの区間のNTTの既存ストック購入などを実施しました。

小町通りの電線の地中化事業は、平成23年度に全線で完成をめざしており、本年度（平成21年度）中には不二家前から瀬戸橋区間の約70メートル区間で、景観舗装を含めて完成の予定です。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

＜大船駅周辺整備課＞

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しく桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

(3) 市民、事業者への啓発、支援

●景観づくり賞の実施

＜都市景観課＞

景観づくり賞は、都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することによって、景観づくりへの意識を高め、景観に関する市民相互の連携を深めることを目的としています。

第3回景観づくり賞（平成20年度実施）のテーマは、看板はまち並みをつくる重要な要素であることから、「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんぱん」としました。平成20年4月～6月に公募した結果、128件の応募がありました。応募作品の中から、景観形成推進委員が市民の代表として選考を行い、景観づくり賞6件、特別賞3件、奨励賞3件を決定しました。

平成21年3月1日（日）に表彰式とトークイベントを開催し、看板を出すときの工夫や鎌倉のまちに対する思いについて話し合いました。



写真 4-3 トークイベントの様子

表 4-14 景観づくり賞

受賞対象	受賞者	住所
井上蒲鉾店	株式会社井上蒲鉾店	由比ガ浜一丁目12番7号
大船田園眼科	大船田園眼科	大船二丁目18番36号
菊一伊助商店	有限会社菊一伊助商店	由比ガ浜一丁目3番7号
0467Hasekamicho	有限会社グリッド	長谷三丁目8番17号
宗達	株式会社宗達	由比ガ浜一丁目5番27号
のっぽ動物病院	のっぽ動物病院	岡本二丁目12番2号

表 4-15 特別賞

受賞対象	受賞者	住所
松竹メモリアルタイル	松竹株式会社	大船六丁目1番 鎌倉女子大学前提供公園
豊島屋	株式会社豊島屋	小町二丁目11番19号
博古堂	株式会社博古堂	雪ノ下二丁目1番28号

表 4-16 奨励賞

受賞対象	受賞者	住所
JR鎌倉駅（東口）	東日本旅客鉄道株式会社 鎌倉駅	小町一丁目1番1号
スターバックス コーヒー・ CHAYA MACROBIOTICS	スターバックス コーヒー 鎌倉御成町店 株式会社チャヤマクロビオティックス 鎌倉店	御成町15番11号 御成町15番11号
ホテルニューカマクラ	株式会社ニューカマクラ	御成町13番2号

3 美化（目標の項目⑨）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）が制定されました。

平成20年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は85%、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は63%、まち美化推進重点区域は4区域、アダプト・プログラムの実施地区は5地区です。

（１） 散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成20年度からは平成23年までを計画期間とする第2次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、禁止区域での一切の路上喫煙を禁止しています。

さらに平成21年4月1日の施行に向け、平成21年1月に鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域を路上喫煙禁止区域に指定しました。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

＜環境保全課＞

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りについて掲載し、観光客等に啓発するとともに、平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ガ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-17のとおりです。

表 4-17 観光ごみの収集量

	観光客	観光ごみ収集量
平成19年度	1,869万人	76,703kg
平成20年度	1,934万人	63,522kg

●不法投棄の防止

＜環境保全課＞

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地（空地等）へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-18 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

タイヤ		鉄くず・廃棄プラスチック		原動機付自転車	
57 本	25,604 円	10 m ³	94,500 円	15 台	51,975 円
					合計 172,079 円

表 4-19 家電4品不法投棄物処理状況と費用

エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機	
1 台	2,625 円	34 台	85,710 円	2 台	7,560 円	3 台	7,560 円
				4品 合計 40 台	103,455 円		

表 4-20 不法投棄物処理件数

鎌倉地区	大船地区	合計
32件	59件	91件

●落書きの防止

＜環境保全課＞

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

その後、平成20年度から23年度までを計画期間とする「落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成20年度は、通報などにより、80件208箇所の落書きが発見され、平成21年3月までに、203箇所の落書きが消去されました。



写真 4-4 落書きとその消去状況

(2) 美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

＜環境保全課＞

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成20年度の実施団体数は114団体で、これらの団体には、表4-21のとおり奨励金を交付しています。

高齢化等により、統一クリーンデーを実施できる自治会町内会が年々減少傾向にあります。

表 4-21 奨励金交付状況

年 度	実施団体数
平成19年度	116
平成20年度	114

※平成11年度に奨励金交付基準改正あり

●あき地の適正管理

＜環境保全課＞

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年10月条例第23号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-22のとおりです。

表 4-22 あき地の調査状況 単位：件

年度	平成19年度	平成20年度
調査件数	488	495
指導件数	350	269

●愛護会による公園や街路樹の清掃

＜市民・事業者＞＜公園海浜課＞

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成20年度に活動した団体数と箇所数は表 4-23のとおりです。

表 4-23 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	82	147
街路樹愛護会	21	37

●アダプト・プログラム

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を県内初の試みとして平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードの設置や、清掃活動により集められたごみの収集などの支援を行っています。

表 4-24 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
若宮大路さわやか サポーターズ	若宮大路	平成12年10月28日
鎌倉表駅商友会 クリーンメイツ		
ロジューマンクリーン ファイターズ	フラワーセンター付近市道	平成14年 7月20日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成18年11月 1 日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成19年10月 1 日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成20年 5月 1 日



写真 4-5 アダプト・プログラム実施団体活動の様子